

令和4年度 市の施策として取り組むべき課題について（各区からの報告）

【その他の課題】

令和4年8月

類型		件名（標題）	課題（現状）	解決に向けた方策案など	市の施策として取り組むべき課題と考える理由	区
情報提供	1	障がい福祉サービスの情報提供について	障がいのある子どもを育てている保護者から、福祉サービスや事業所の情報がないという声がよく聞かれる。また、区内における障がい児・者の事業所が増えたことにより、選択が困難となる事象も浮上している。	区民センター等を利用して、福祉サービスの内容や区内の障がい児・者の各事業所の事業内容・特色等の情報公開イベントを継続的に開催する。	他区における同様の情報公開イベントの開催や複数区での合同開催等を行うことで、利用者やその家族に対し、より安心して利用できる環境を整備していく必要があると考える。	都島区
	2	グループホーム等の情報について	現在、基幹センターや地域活動センターにはグループホームの空き状況が公開されているが、必要な人に情報がどこまで行き届いているのか疑問である。	地域移行に取り組んでいる病院や施設にグループホームの情報や基幹センターなどの相談窓口の情報を届ける必要がある。	区単位で解決できない課題であるため。（市課題）	東住吉区
	3	受給者証について	相談支援を利用している方で、児童福祉法のサービス（以下、児サービス）と総合支援法のサービス（以下、者サービス）の両方を使っている場合は、相談支援事業所名が児サービスの受給者証にしか記載されない。この場合、者サービスだけ提供している事業所があれば、相談支援の利用状況を受給者証で把握することができない。	児サービス・者サービス、どちらの受給者証にも相談支援事業所名が記載されるべきと考える。	区単位で解決できない課題であるため。（市課題）	東住吉区
	4	1～3月に18歳を迎え、卒業後も障がい福祉サービスを利用する者への障がい支援区分認定申請手続きの案内の前倒し等について	認定申請手続きの案内は、18歳到達月の3か月前に発送しており、1月～3月生まれの卒業予定者は卒業後の進路がなかなか決まらないという不利益を被る可能性がある。卒業後の進路の決定のために認定調査を希望する場合は、適時申請が可能ではあるものの、保護者・支援者・学校関係者がそうした取扱いを知らず、結果的に18歳到達月の3か月前の案内を待って申請しているのが現状である。	生まれ月によって不利益を被ることのないよう、認定申請手続きの案内を前倒すか、卒業後の進路の決定のために認定調査を希望する場合は適時申請が可能であることを広く周知していく必要がある。	区単位で解決できない課題であるため。（市課題）	東住吉区
社会資源	5	福祉サービス事業所の増設について	此花区の立地条件や歴史、特有の背景などがあり、新規の事業所が増えない。	長年を通して区と一緒に取り組んできたがなかなか事業所の増設には繋がらない。区単位では難しさを感じているので、市としてのバックアップを望む。	適切な相談支援体制、相談機能を維持するため、適正な事業所数は必要であり、市全体の実施体制を検討する必要があると考える。	此花区
	6	介護福祉人材の育成・確保について	地域生活において必要な時間帯（特に早朝、週末、祝日）、通院介助、強度行動障がいの方や医療的ケアが必要な方が福祉サービスが利用できない事例が生じている。	各区の受け皿が困難となっている実態や内容の把握を行い、共通課題を洗い出す必要がある。市全体で事業所への障がい研修を実施し、介護福祉人材の育成に努め、受け皿への補助などについて積極的に働きかける。	介護福祉人材不足は市全体での問題であり、市域全体で事業所への障がい研修を実施し、介護福祉人材の育成に努め、受け皿への補助などについて積極的に働きかける必要があると考える。	生野区
	7	大阪市障がい者グループホーム整備費補助について	受け皿となるグループホームが増加してきている中で、区分5、6の重度の人を受け入れる場合のみ改造費が補助される」こととなり、これまで対象だった敷金・礼金補助、物件購入費補助等も対象から外れた。精神障がい者は区分5、6認定されることが少ないことから精神のグループホームはほぼ対象から外れ、また自火報設置等も自費負担となることが懸念される。	精神科病院等からの移行者を受け入れる場合等であれば、一概に区分のみで区切るのではなく、個別で協議ができるようにする。	年々増加するグループホームについて、重度障がい者や施設、病院からの地域移行の受け皿となっていないグループホームもたくさんあるが、区分が低い＝支援が不要とは一概に言えず、今回の変更で最も影響が出るのは精神のグループホームであることは明らかである。また退院促進はまだまだ取り組む必要があることから、地域移行促進策として検討していく必要があると考える。	住吉区
	8	社会資源の不足について	まだまだ障がいのある人が地域で生活をおくるための社会資源が足りておらず、具体的には次のような状況が見受けられる。 ・ヘルパー不足により、ヘルパー事業所にサービスを依頼しても断られる ・身体障がい対応のGHが少ない ・行動障がい対応のGHが少ない ・ショートステイを引き受ける事業所が少ない	社会資源の充実に向けた取組を進める必要がある。	区単位で解決できない課題であるため。（市・国課題）	東住吉区

類型		件名（標題）	課題（現状）	解決に向けた方策案など	市の施策として取り組むべき課題と考える理由	区
差別	9	差別解消法の周知と相談体制について	ここ数年、市営住宅に住んでいる障がい者からの相談が増加している。また、相談窓口相談をしたが「自治会のもめごとには入れない」「地活協へ相談してはどうか」と言った対応をされ、どうしたらよいかといった相談が基幹センターに入ることもある。相談窓口や、相談対応のスキームはあるものの、そもそも障がい者差別ではなく、自治会のもめごとと捉えられたり、障がい特性を配慮されずに対応されているケースも見受けられる。障がい者差別解消法に対する周知が不十分なのではないか。	市営住宅で生じた障がい者差別と考えられる事案について、解決に至った事案を共有し、各相談窓口がどのように対応していけば良いか等を知る機会を設ける。まだまだ障がいの特性の理解や障がい者差別に対する周知が不十分とも考えられるので、より広く、さらなる周知、啓発が必要と考える。	「差別解消法」の認識をとっても、普段から障がい者の課題に関わる部署とそうではない部署との差があると感じる。相談体制の充実、スキルアップを図るための周知や啓発、問題解決の一助となるような事案の共有等は区だけでは難しく、市全体で取り組む必要があると考える。	此花区
	10	市営住宅の自治会における障がいを持つ入居者への配慮について	市営住宅に入居されている障がい者の方への障がい者差別的発言やトラブルが生じている。（例：障がいを理由として、清掃作業等の自治会活動に参加できないことによるトラブル）	自治会向けの障がい者差別における市営住宅での事案・事例集（イラスト）の作成等により、住民、自治会への理解啓発や障がい者について合理的配慮がなされるよう取り組む必要がある。	各区での状況も踏まえて、住宅局と福祉局で調整が必要であり、市域全体の実施体制について検討する必要があると考える。	西成区
事業者指導	11	有料老人ホームについて	有料老人ホームでは、障がいのある方も多く暮らされている。コロナ禍において、高齢者を守るための必要な措置ではあるが、外出や面会が制限され、過剰な制限につながることもあった。	必要な通院や、必要な日中活動への参加など、社会生活に欠かせない外出までもが制限されてしまわぬよう、行政から明確な指針を出して、必要な外出が図られるようにする必要がある。	区単位で解決できない課題であるため。（市課題）	東住吉区
	12	障がい者福祉事業者による、制度特性を利用した悪質な事業行為の増加（障がい者ビジネス）について	区内の就労系事業所および相談支援事業所数は、他区と比較し著しく増加している。各事業所にて種々の取り組みを行い、地域福祉の推進に寄与している。その一方で、事業所の利益目的で、相談支援事業所、就労系事業所、医療機関が連携し、昼食と作業工賃等を餌に当事者のニーズおよび自立において不適当な支援を行う事業所が増加し、『障がい者ビジネス』が課題となっている。	「障害者ビジネス」を実施する事業所の多くが、支援ネットワークへ参画することがなく、実態が把握することが困難なことが現状である。そのため、自立支援協議会への参加を強く促進する等の対策が必要である。また、「事業費の確保」に重点を置いた監査の実施、同法人内の事業所につなげることへの制限、分野別事業所研修の実施等についても必要である。本課題は現象論となり、また実数としての把握が困難である。そのため、「障がい者ビジネス」としての数値的根拠については今後の課題である。	本課題は、他区へ波及する可能性が高いことが推察される。これらのビジネスモデルが波及することで、障がい当事者の権利の侵害および虐待の潜在化が予期される。また、これらの状況に伴い、事業者の倫理および支援の質の低下が考えられる。	西成区
障がい児支援	13	保護者の子育て支援について	障がいを持つ子どもたちの育てにくさを感じている保護者が多く、対応の仕方がわからないまま、親子の関係性やこどもの発達に悪影響を与えてしまっているケースが見受けられる。ひいては虐待にもつながりかねない。	ペアレントトレーニングを各区で開催し、障がい児への対応を子育ての早い段階で保護者が学べる場を設ける。	ペアレントトレーニングは障がい児の子育てに悩む保護者にとっては大切な情報源となる。区によって実施状況が異なることから、大阪市全体の取組として検討する必要があると考える。	都島区
	14	障がい児給付の対象者について	放課後等デイサービスは、高校卒業の3月末まで受給できるが、留年や入学した年齢が遅かった等の理由で20歳到達後に卒業を迎える方で、20歳誕生日の前日までしか給付が認められず、在学中であるにもかかわらず年度途中で放課後の居場所がなくなってしまう。障がい者の日中系サービスも在学中のため利用できない。また、専修学校等、学校教育法第1条に定められる学校以外に在籍している障がい児は、放課後等デイサービスの利用ができない。児童発達支援の利用となるが、未就学児がほとんどで年齢が高い障がい児の児童発達支援事業所を探すことが難しい。	20歳到達をもって一律に給付できなくなるのではなく、本人や家庭の状況に応じて柔軟に対応できる仕組みが必要である。また、児童発達支援についても、15歳以上の障がい児に対応した児童発達支援事業所の確保や、居場所づくりが必要で、現行法の隙間となる障がい児の支援体制の整備が望まれる。	国での制度の整備はもちろんではあるが、現行法で対応できない場合は、市の施策として支援を継続していくことが必要であると考え。障がい児については、施設入所、一時保護等さまざまなケースがあり、障がい児給付サービスの明確な基準をわかりやすくする等の整備が必要であると考え。	阿倍野区
支給決定	15	家事援助の育児支援について	就学前の子どもがいる保護者について、家事援助による育児支援が可能であっても、その子どもに障がいがあれば、身体介護が必要な場合がある。	個別のニーズに基づいた支給決定がなされる必要がある。	区単位で解決できない課題であるため。（市課題）	東住吉区
	16	計画相談の利用開始方法について	計画相談の利用率が上がっていない中で、障がい福祉サービスの利用者が計画相談を追加で利用するのに「次回の更新申請時と変更申請時（サービス内容を変更する場合）」という制限がある。サービスごとの目標の再設定や、計画相談に関わり始めることによって、基本相談の担保など本人の生活状況には大きな変更が見込まれる。	計画相談を追加で利用するのに「次回の更新申請時と変更申請時」という制限は取り払うべきである。	区単位で解決できない課題であるため。（市課題）	東住吉区

類型		件名（標題）	課題（現状）	解決に向けた方策案など	市の施策として取り組むべき課題と考える理由	区
制度内容	17	重度障がい者等入院時コミュニケーションサポート事業の拡充について	居宅介護か重度訪問介護の利用者（＝ヘルパー利用者）のみが利用できる形の制度設計となっている中で、ヘルパー利用をされていない方（例：生活介護のみを利用）も利用できるように検討いただきたい。	ヘルパー利用者だけでなく、通所施設を利用している方であれば、当該施設職員の付き添いでも利用が可能な制度とする。	制度設計にかかるものであるため、市総体で取り組むべきと考える。	西淀川区
	18	介護保険の優先適用原則について	障がいのある方が65歳になるなど、介護保険の利用を勧奨されると、利用料の償還払いがあったとしても一時的には自己負担が生じることで、サービス利用拒否につながるケースがある。 また、これまで利用していたヘルパー事業所が介護保険の指定を受けていないことで、慣れないヘルパーの利用を余儀なくされる、日中活動の場の変更を迫られるといったケースもある。	介護保険の優先適用原則を廃止し、ニーズによって障がい福祉サービスと介護保険サービスを選択できる制度への変更が必要である。	区単位で解決できない課題であるため。 （市・国課題）	東住吉区
地域生活支援拠点等	19	地域生活支援拠点等の機能の整備	大阪市の施策としての面的整備について整えてきているが、それぞれの区によって資源のばらつきがある中、社会資源の少ない当区では協力体制を整えることが難しい。	担当区を超えた連携や調整ができるような体制を整えた施策を考えてほしい。	複雑なケースも増えるなか、区の社会資源の活用では対応が難しいケースもあり、資源の乏しい区は苦慮することが多い。相談支援機能の向上のため、市全体で広域的に連携できるような仕組みを検討する必要がある。	此花区
ICTの活用	20	ICTを活用した支援体制の構築について	コロナ禍において、感染不安のため、特に重度の身体障がいがある方や、そのご家族には、以前のように外出することや通所サービスを利用することに不安を感じられている方も多くあり、それらの方を支援するツールとしてのICTはとても有効である。在宅障がい者に対する、支援方法の一つとして、ICTをさらに拡大、活用できるように支援を求める。また、障がい者に対する相談支援の方法として、ICTの利用について、（事業運営上も、報酬を付与されるなどの）適切な評価を求める。	実際の相談支援でもICTを活用した支援が行われており、今後、新型コロナウイルス感染症が収束した後もICTを活用した支援の需要はさらに高まるものと考えている。相談支援事業をはじめ様々な障がい福祉サービスにおけるICTを活用した支援の可能性、体制等の整備について国に働きかけるよう福祉局へ要望する。	オンライン会議の導入等、ICTの利用が進められていますが、区によって違いがあり、また、関係機関に比べて設備等にかなり差がある状況である。今後も引き続きICTの活用を拡充するよう環境整備を進め、障がいのある方への継続的な支援が必要である。 市全域で仕組みを構築する必要があると考えているため、市の課題としての取り組みを要望する。	港区
成年後見	21	市長申立による成年後見制度申請時の診断書について	虐待等で当該制度を利用する際、医者にかかっていない場合、初診で診断書を記載してくれる医者を探すのが難しく、後見利用までに時間がかかり、結果権利侵害につながる恐れがある。	虐待等の事案であり、かつかかりつけ医がいない等の理由で診断書がとれない場合に、大阪市が医師会等と連携して診断書作成につなげられるような仕組みをつくる。	虐待による成年後見利用は待ったなしの状況が多く、診断書がとれないことで手続きが進められないのは大きな課題である。そうならないよう大阪市のネットワークを駆使し、急務の際に医師につなげていけるような仕組みが必要であると考え。	住吉区
見守り支援	22	8050ケース等、つながりが希薄な世帯へのアプローチについて	8050ケース等について、住吉区では要支援者台帳整備等と合わせて地域の見守り支援システム構築を進めているが、世帯自体がつながりを希望しなかった場合でサービス利用等もない場合、アプローチが非常に難しく、命に関わる際にも気づくことができない。（子どもに障がい認定等がない場合は要援護者の世帯にならない）	世帯が外とのつながりを希望しない場合は、見守り支援システムだけでは把握やアプローチは難しくなり、個人情報の壁が残ることから、8050ケースに該当する場合は要支援者世帯として日頃の見守り相談へつなげる。	地域とのつながりが希薄なケースの場合、発見から介入の難しさが想定されるため、大阪市として見守り支援の仕組みにさらに踏み込んだ形を考え、各区の取り組みにつなげた方が効果的ではないかと考える。	住吉区
コロナ関連	23	精神疾患、知的障がいのあるコロナ陽性患者の療養体制について	必要な医療を受けられなかったり、環境の変化によって不安定になったりしている。また、精神疾患があるが故にホテル療養や一般の病院での受け入れが困難とされるケースがある。	疾病、障がい特性を理解して、当事者の日々の生活を担っている職員と、感染症の専門家が連携して、医療と生活の両面のケア体制を確保する必要がある。	全区的に起こっている事案であり、医師会等との調整も必要であり、市域全体の実施体制について検討する必要があると考える。	西成区

類型		件名（標題）	課題（現状）	解決に向けた方策案など	市の施策として取り組むべき課題と考える理由	区
防災	24	避難行動要支援者の個別避難計画の作成を推進する仕組みづくりについて	自然災害時に障がい者等の避難行動要支援者が避難時や避難所でどのような支援が必要か、誰が手助けしてくれるか、障がい当事者や地域の人々がそれを把握できていない。	避難行動要支援者の個別避難計画を鋭意作成し、避難訓練を共に行っていく必要がある。	市として、今後5年をめどに、避難行動要支援者の個別避難計画を作っていくことになっているが、ケアマネージャーや相談支援専門員等の福祉専門職にどのように入ってもらい作成していくかなど、推進していく仕組みづくりをする必要がある。	都島区
	25	災害時対策	要援護障がい者に対する行政からの支援等について、区内での調整の中で検討を続けているところであるが、区の全域が津波等の被害を受け、他区への避難を余儀なくされることになるケースが発生することも想定される中で、区をまたがる調整（全市的調整）を必要とする部分があると考ええる。	区レベルでは行われている、災害対策本部と障がい福祉サービスを提供する立場の者（例：自立支援協議会）の連携について、市レベルでも取り組みを加速させるべきと考える。	左記「課題」欄に記載したように、大規模災害への対応として、全市的調整を必要とする部分があると考えするため。	西淀川区
バリアフリー	26	京橋地区の再開発に向けたユニバーサルデザインのまちづくりについて	京橋地区のイオンモールを中心とする再開発が行われているが、この機に障がい者や誰もが使いやすいユニバーサルデザインのまちづくりにされなければならない。	京橋地区はバリアフリー基本構想の重点地区にもなっているが、この間基本構想の見直しもなされてこなかった。再開発のこの機に障がい当事者を交えた基本構想の見直し、ユニバーサルデザインのまちづくりに取り組む必要がある。	市としてバリアフリー基本構想の見直しを区任せにすることなく、京橋地区再開発のこの機に障がい当事者も参画したユニバーサルデザインのまちづくりに取り組む必要がある。	都島区
その他	27	障がい支援区分認定の決定について	区内において、障がい区分の認定に時間を要しており、スムーズに障がいサービスの利用に繋げることができない。	各区の申請数の推移等、大阪市内の障がい支援区分認定調査にかかる業務の実態を把握し、それに応じた職員を配置できる体制づくりが必要である。	大阪市内の障がい支援区分認定調査業務は市の委託事業であるため、各区において適切な障がいサービスを提供できるよう、市域全体の実施体制を検討する必要があると考える。	生野区
	28	昨年度報告分の課題の取り扱いについて	昨年度報告した地域における重要課題について、今年度報告不要とのことだが、未だ解決されていないものが多くあり、地域で取り組むべき課題、市として取り組むべき課題等の整理がされないままに、問題が置き去りにならないか懸念がある。	まずは市としての課題分析と取り組み予定、地域として検討すべき事案の整理等の進捗報告を出す必要がある。	課題集約する以上は、課題整理の分岐の元に、優先順位を決めてPDCAサイクルなどでの具体的な取り組みを行うことが必要である。地域として協働すべき事案などもあるであろうから、掘り起こされた課題を全体公約数としてまとめて考えられるもの、個別、少数であっても軽視できないものもあるので、必要であれば、それを改善するための方策等についても市を含めて検討していく必要があると考える。	住吉区